

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当又は特例給付の支給に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和4年11月7日

[平成26年4月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の内容	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第一に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>4. 学校給食費等の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</li> <li>5. 現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>6. 資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>7. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> </ol>
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満  <span style="margin-left: 500px;">3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</span></p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉情報システム(児童手当)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受給者等情報登録機能 請求者や受給者からの認定請求、現況届、その他諸届等の情報を登録及び修正する機能</li> <li>2. 所得算定機能 受給資格者の市町村民税の情報から、手当額を判定する機能</li> <li>3. 通知書等作成機能 認定通知書等を作成する機能</li> <li>4. 振込データ作成機能 受給者の指定する銀行口座へ、児童手当又は特例給付を振り込むデータを作成する機能</li> <li>5. その他 統計処理等</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等      [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2									
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)								
②システムの機能	1. ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3. 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。 4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を払出す。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> </table> <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、財務会計システム、人事・給与・庶務事務システム )	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム		
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 他の行政機関等への特定個人情報の照会及び提供された特定個人情報の受領を行う機能 3. 情報提供機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会に対して、該当する特定個人情報を提供する機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための連携を行う機能 5. 情報提供等記録管理機能 他の行政機関からの特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 情報提供の対象となる特定個人情報の副本を保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための連携を行う機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び複合化や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理及び情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報の管理を行う機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除等を行う機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 住登外者に係る申請書等に記載された個人番号の真正性の確認や個人番号の検索を行う。 なお、個人番号の真正性とは「入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないこと」をいう。以下同じ。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム5	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	1. 申請者向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで申請できる機能 2. 地方公共団体担当者向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項</li> <li>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条</li> <li>・番号利用法第9条第2項</li> <li>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87)</li> <li>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75)</li> <li>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども・家庭支援課
②所属長	こども・家庭支援課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者及び市外別居児童 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
その必要性	児童手当又は特例給付の認定等の審査において、受給資格者の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 支払金融機関情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号、その他識別情報 受給資格者、配偶者及び児童の真正性の確認及び審査に必要な情報を関係機関から取得するため。</li> <li>2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 児童手当法に規定された国内居住要件等の審査及び受給資格者等に通知等を行うため。</li> <li>3. 地方税関係情報 児童手当又は特例給付の適正な支給を行うため。</li> <li>4. 児童福祉・子育て関係情報 受給資格者、配偶者及び児童の真正性の確認及び審査を行うため。</li> <li>5. 年金関係情報 拠出金負担割合を算出するため。</li> <li>6. 支払金融機関情報 受給者の指定する銀行口座へ児童手当又は特例給付を支給するため。</li> </ol>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 企画総務局総務課、財政局税務部市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構、共済組合 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 電子申請システム )	
③使用目的 ※	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	
④使用の主体	使用部署	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行う。	
	情報の突合	認定請求、現況届、その他諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、児童手当請求者等の真正性を確認する。また、地方税関係情報及び年金関係情報を突合し、児童手当請求者等の審査及び認定を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( ) 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> </ul>	
委託事項1	福祉情報システム(児童手当)の構築及び運用・保守業務	
①委託内容	福祉情報システム(児童手当)の構築及び運用・保守を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	日本電気株式会社 中国支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [ ] <input type="checkbox"/> 再委託しない <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	福祉情報システム(児童手当)の構築及び運用・保守業務のうち、サービス利用用端末の増設及び端末保守・運用に係る委託業務の一部



<b>委託事項2</b>		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1		都道府県知事等
①法令上の根拠		番号利用法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報		児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
⑥提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度		必要に応じて
提供先2		社会福祉協議会
①法令上の根拠		番号利用法第19条第7号 別表第二の30の項
②提供先における用途		社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報		児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。



⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (      )
⑦時期・頻度	必要に応じて
<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (      )
⑦時期・頻度	必要に応じて
<b>移転先1</b>	各区厚生部生活課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (      )
⑦時期・頻度	必要に応じて

<b>移転先2</b>	中区厚生部生活課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて
<b>移転先3</b>	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号の2
②移転先における用途	住民基本台帳に関する事務
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給資格が消滅しているものを含む。
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;広島市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。</li><li>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。<ol style="list-style-type: none"><li>1.データセンター入口のセキュリティゲート</li><li>2.サーバー室入口の電子錠</li><li>3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠</li></ol></li><li>・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの錠は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。</li><li>・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。</li><li>・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。</li><li>・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①中間サーバー・プラットフォームは中間サーバー用データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li><li>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ol> <p>&lt;電子申請システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①電子申請システムのサーバ、データベースはデータセンターのサーバ室に設置しており、データセンターへの入館は人及びICカードにより、サーバー室への入室はICカードに加えてテンキー及び生体認証により厳重に管理する。</li><li>②特定個人情報は、サーバー室に設置された電子申請システムの他のデータベースとは別の機器に暗号化して保存し、バックアップは同機器内のバックアップ用データベース域に保存する。</li></ol>
--------	--

## 7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<児童手当情報ファイル>

1. 受給者個人番号、2. 受給者宛名番号、3. 受給者世帯番号、4. 受給者氏名(漢字)、5. 受給者氏名(カナ)、6. 受給者氏名(英字)、7. 受給者通称名(漢字)、8. 受給者通称名(カナ)、9. 受給者生年月日、10. 受給者性別、11. 受給者住登区分、12. 受給者住民となった年月日、13. 受給者郵便番号、14. 受給者住所・市区町村コード、15. 受給者住所コード(枝番)、16. 受給者住所コード(丁目)、17. 受給者住所コード(住所区分)、18. 受給者住所・補記サイン、19. 受給者住所・漢字住所、20. 受給者方書、21. 受給者消除コード、22. 受給者消除事由、23. 受給者前住所・市区町村コード、24. 受給者前住所コード(枝番)、25. 受給者前住所コード(丁目)、26. 受給者前住所コード(住所区分)、27. 受給者前住所・補記サイン、28. 受給者前住所・漢字住所、29. 受給者転出先・市区町村コード、30. 受給者転出先コード(枝番)、31. 受給者転出先コード(丁目)、32. 受給者転出先コード(住所区分)、33. 受給者転出先・補記サイン、34. 受給者転出先・漢字住所、35. 受給者在留資格、36. 受給者在留期間終期、37. 受給者在留期間等・年月日、38. 受給者在留期間等、39. 受給者在留カード等番号、40. 受給者在留カード等番号区分、41. 受給者外国人住民年月日、42. 受給者国籍コード、43. 前住所転出予定日、44. 事業別宛名漢字氏名、45. 事業別宛名カナ氏名、46. 事業別宛名送付先、47. 配偶者個人番号、48. 配偶者宛名番号、49. 配偶者世帯番号、50. 配偶者氏名(漢字)、51. 配偶者氏名(カナ)、52. 配偶者氏名(英字)、53. 配偶者通称名(漢字)、54. 配偶者通称名(カナ)、55. 配偶者生年月日、56. 配偶者性別、57. 配偶者住登区分、58. 配偶者住民となった年月日、59. 配偶者郵便番号、60. 配偶者住所・市区町村コード、61. 配偶者住所コード(枝番)、62. 配偶者住所コード(丁目)、63. 配偶者住所コード(住所区分)、64. 配偶者住所・補記サイン、65. 配偶者住所・漢字住所、66. 配偶者方書、67. 配偶者消除コード、68. 配偶者消除事由、69. 配偶者前住所・市区町村コード、70. 配偶者前住所コード(枝番)、71. 配偶者前住所コード(丁目)、72. 配偶者前住所コード(住所区分)、73. 配偶者前住所・補記サイン、74. 配偶者前住所・漢字住所、75. 配偶者転出先・市区町村コード、76. 配偶者転出先コード(枝番)、77. 配偶者転出先コード(丁目)、78. 配偶者転出先コード(住所区分)、79. 配偶者転出先・補記サイン、80. 配偶者転出先・漢字住所、81. 配偶者在留資格、82. 配偶者在留期間終期、83. 配偶者在留期間等・年月日、84. 配偶者在留期間等、85. 配偶者在留カード等番号、86. 配偶者在留カード等番号区分、87. 配偶者外国人住民年月日、88. 配偶者国籍コード、89. 児童個人番号、90. 児童宛名番号、91. 児童世帯番号、92. 児童氏名(漢字)、93. 児童氏名(カナ)、94. 児童氏名(英字)、95. 児童通称名(漢字)、96. 児童通称名(カナ)、97. 児童生年月日、98. 児童性別、99. 児童住登区分、100. 児童住民となった年月日、101. 児童郵便番号、102. 児童住所・市区町村コード、103. 児童住所コード(枝番)、104. 児童住所コード(丁目)、105. 児童住所コード(住所区分)、106. 児童住所・補記サイン、107. 児童住所・漢字住所、108. 児童方書、109. 児童消除コード、110. 児童消除事由、111. 児童前住所・市区町村コード、112. 児童前住所コード(枝番)、113. 児童前住所コード(丁目)、114. 児童前住所コード(住所区分)、115. 児童前住所・補記サイン、116. 児童前住所・漢字住所、117. 児童転出先・市区町村コード、118. 児童転出先コード(枝番)、119. 児童転出先コード(丁目)、120. 児童転出先コード(住所区分)、121. 児童転出先・補記サイン、122. 児童転出先・漢字住所、123. 同居別居(児童)、124. 別居時住所(児童)、125. 留学出国日(児童)、126. 監護有無、127. 生計関係、128. 児童との関係、129. 支給対象児童(3歳未満)となった年月、130. 支給対象児童(3歳未満)から外れた年月、131. 支給対象児童(12歳年度末まで)となった年月、132. 支給対象児童(12歳年度末まで)から外れた年月、133. 支給対象児童(15歳年度末まで)となった年月、134. 支給対象児童(15歳年度末まで)から外れた年月、135. 支給要件児童(18歳年度末まで)となった年月、136. 支給要件児童(18歳年度末まで)から外れた年月、137. 新規申請日、138. 申請区分、139. 申請理由、140. 資格認定日、141. 支給開始月、142. 当初支給月額、143. 支給変更月、144. 変更前月額、145. 変更後月額、146. 支給停止月、147. 支給停止理由、148. 支給停止解除月、149. 支給停止解除理由、150. 資格喪失日、151. 資格喪失理由、152. 却下取下フラグ、153. 却下取下日、154. 返戻保留区分、155. 返戻保留理由、156. 返戻保留解除日、157. 書類不備、158. 通知日(返戻日)、159. 通知日(督促日)、160. 通知日(催告日)、161. 15日特例フラグ、162. 配偶者有無、163. 電話番号、164. 年金種別、165. 基礎年金番号、166. 受給者非被区分、167. 配偶者非被区分、168. 本人所得判定、169. 配偶者所得判定、170. 所得証明書提出日、171. 営業所得、172. 農業所得、173. その他事業所得、174. 利子所得、175. 配当所得、176. 不動産所得、177. 雑所得、178. 給与所得、179. 一時総合譲渡所得、180. 総所得、181. その他の所得、182. 山林所得、183. 超短期土地等、184. 長期譲渡所得、185. 短期譲渡所得、186. 所得金額合計、187. 社会保険料控除、188. 繰越損失、189. 雑損控除、190. 医療費控除、191. 小規模企業共済等掛金控除、192. 障害者控除(合計)、193. 一人当たりの障害者控除、194. 本人普通障害、195. 扶養普通障害、196. 特別障害者控除(合計)、197. 一人当たりの特別障害者控除、198. 本人特別障害、199. 扶養特別障害、200. 老年者控除該当フラグ、201. 老年者控除、202. 寡婦(夫)控除該当フラグ、203. 寡婦(夫)控除、204. 寡婦(特例控除)該当フラグ、205. 寡婦(特例控除)、206. 勤労学生控除該当フラグ、207. 勤労学生控除、208. 控除額合計、209. 扶養親族等数、210. 老人控除対象配偶者数、211. 老人扶養親族数、212. 審査対象所得額(控除後額)、213. 所得制限限度額、214. 判定結果、215. 他市町村課税有無、216. 譲渡所得有無、217. 所管区分、218. 支給区分、219. 支給額、220. 支給対象児童数1子、221. 支給対象児童数2子、222. 支給対象児童数3子、223. 支給要件児童数、224. 3歳未満1子、225. 3歳未満2子、226. 3歳未満3子以降、227. 中学生1子、228. 中学生2子、229. 中学生3子以降、230. 取消通知・過払区分、231. 支払状況、232. 支払日、233. 支払予定額、234. 支払実績額、235. 返還請求・通知日、236. 返還請求・取消額、237. 督促日、238. 催告日、239. 不納欠損日、240. 戻入消込日、241. 戻入消込額、242. 分納フラグ、243. 調定状態、244. 過誤納フラグ、245. 調定額、246. 収納額、247. 納期限、248. 収納日、249. 調定日、250. 不能欠損日、251. 相殺フラグ、252. 現況対象年度、253. 現況基準日、254. 出力(発送)日(現況届)、255. 届出サイン(現況届)、256. 届出日(現況届)、257. 通知(督促)日(現況届)、258. 通知日(現況届)、259. 整理番号(現況届)、260. 金融機関コード、261. 金融機関名、262. 支店コード、263. 支店名、264. 口座種別、265. 口座番号、266. 口座名義人、267. 継承者情報、

<統合宛名管理テーブル>

1. 個人番号、2. 団体内統合宛名番号、3. 業務宛名番号、4. 住所、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・認定請求、現況届、その他諸届等の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示等による本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>・認定請求、現況届、その他諸届等は、業務に必要な情報以外が記載できない様式としている。</p> <p>・福祉情報システム(児童手当)は、業務に必要な情報以外を登録・管理できない仕様としている。</p> <p>・認定請求、現況届、その他諸届等の内容を福祉情報システム(児童手当)に入力後、入力者以外の者がその入力された内容と認定請求書等を照合し、正しく反映されているか確認を行う。</p> <p>＜共通基盤における措置＞</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報及び当該事務に必要な情報以外の情報を入手することはできない。</p> <p>＜電子申請システムにおける措置＞</p> <p>・申請者 → 電子申請システム 申請者は、初めて電子申請システムを利用する際に利用者登録と署名用電子証明書(個人番号カードによる公的個人認証)の登録が必要である。そのため、登録者以外からは電子申請は受付けない。また、申請者が申請情報を参照する際には、個人番号の末尾4桁しか表示されない。</p> <p>・地方公共団体 → 電子申請システム 地方公共団体がデータ受領する際は、アクセス制御されたシステムでデータ受領しているため、対象者以外の情報は入手できない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・認定請求、現況届、その他諸届等の受理は、あらかじめ決められた窓口に限定し、搾取・奪取が行えないようにしている。</p> <p>・福祉情報システム(児童手当)は、限られた専用の端末のみで利用でき、あらかじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。</p> <p>・入手した情報について、窓口等での聞き取りや、添付書類との照合等により確認することで、正確性を確保している。</p> <p>・特定個人情報が記載された申請書等は、鍵付保管庫等で保管している。</p> <p>・福祉情報システム(児童手当)のネットワークは、外部からアクセスできない専用回線を用い、専用の端末のみと接続している。</p> <p>＜共通基盤における措置＞</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。</p> <p>・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたり、システム間連携の過程で情報の正確性が失われたりすることはない。</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。</p>	



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・福祉情報システム(児童手当)は、業務に必要な情報以外を登録・管理できない仕様としている。 ・他業務システムから直接アクセスできない仕組みとしている。</p> <p>&lt;共通基盤における措置&gt; ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。</p> <p>&lt;電子申請システムにおける措置&gt; ・電子申請システムでは、個人番号を使用することがないため、紐付けは一切していない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・福祉情報システム(児童手当)を利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・退職、人事異動等によりシステムを利用しなくなる場合、人事情報に基づき、ユーザIDを削除している。 ・福祉情報システム(児童手当)のアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。</p> <p>&lt;共通基盤における措置&gt; ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p>&lt;電子申請システムにおける措置&gt; ・ユーザー認証の管理 運用担当者等が電子申請システムの電子申請情報ファイルへアクセスする際は、ID、パスワードによる認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 担当部署からのアクセス権限の発行申請に基づき管理者が審査の上、必要と判断した場合、ID、パスワードによりアクセス権限を付与している。また、人事異動等で変更が発生した場合は、直ちに失効させている。 ・アクセス権限の管理 アクセス権限表を定期的に確認することにより管理者によるアクセス権限設定の妥当性をチェックしている。 ・特定個人情報の使用の記録 電子申請システムは、特定個人情報を利用しないが、電子申請システムへのアクセスの記録(ログイン・ログアウトの操作ログ・DBのアクセスログ)を取得して、管理者が確認している。</p>
その他の措置の内容	<p>&lt;共通基盤における措置&gt; 次の手順により、アクセス権限の管理を行っている。 また、ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理し、その記録は10年間保存することとしている。</p> <p>1. 発効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。</p> <p>2. 失効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。</li> <li>・操作記録(ログ)は、10年間保存することとしている。</li> <li>・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。</li> <li>・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。</li> </ul>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持、従事者の監督、収集の制限、目的外の利用及び提供の制限、適正管理、作業場所以外での業務の禁止、複写及び複製の禁止、資料の返還、事故発生時における報告等について規定している。</li> </ul> <p>&lt;共通基盤における措置&gt; 個人情報の適正な取り扱い、個人情報の取り扱いを行う場所について定めている。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託承認申請書により本市の承諾を得た場合を除き、再委託を禁止している。</li> <li>・再委託承認申請書で、再委託先に、業務を履行する上で知り得た本市の情報の取り扱いに関し、契約において委託先が課せられている事項と同一の事項を遵守させるよう記載させている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、本市の情報セキュリティポリシーの遵守を義務づけている。</li> <li>・契約書に基づき、本市が必要があると認めるときは、委託先に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、実施状況を調査し、若しくは検査することができる。履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査の実施を行う。</li> <li>・契約締結後、本市の情報の秘密保護に関する誓約書を提出させ、確認している。</li> </ul> <p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書により守秘義務を課しているほか、別記「個人情報取扱特記事項」に個人情報の適正な取り扱いについて、明記している。</li> <li>・あらかじめ、実施計画書により本業務の現場責任者及び従事者を報告させている。</li> <li>・特定個人情報の提供・消去に関するルールを定めている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録している。</li> </ul> <p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得・保存している。</li> <li>・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。</li> <li>・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。</li> </ul>	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報の提供・移転の際は、提供・移転先から申請書を提出させ、根拠法令や特定個人情報の内容等の申請内容を精査し、必要な情報のみを提供・移転している。</p> <p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <p>・ルールの内容</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報が必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。</p> <p>・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。</p> <p>・ルール遵守の確認方法</p> <p>・共通基盤担当者が、申請書及び共通基盤の設定の突き合わせを行い、申請書に記載された連携仕様どおりの庁内連携が行われているかどうか、申請書に記載されたとおりの電子記録媒体使用許可の制御が行われているかどうか確認する。</p> <p>また、当該申請をした業務システムの担当者においても、システムの端末を操作して、申請内容が実行されているか確認する。</p> <p>・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録（ログ）が取得・保存される。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報が必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。</p> <p>・情報を保有している事務と情報が必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。</p> <p>・共通基盤を利用した庁内連携は、あらかじめ設定された連携仕様に基づき、自動的に情報の移転が行われる仕組みであることから、誤った情報の提供・移転及び誤った相手への提供・移転が行われることはない。</p> <p>・共通基盤に係る操作記録（ログ）については、日時、連携ID、移転・提供元システム名、移転・提供先システム名等を記録している。</p> <p>・操作記録（ログ）はそれぞれ、10年間保存することとしている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <p>・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様に基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;共通基盤における措置&gt;</p> <p>・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。</p> <p>・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜共通基盤における措置＞

・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。  
 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ③情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;広島市における措置&gt;</p> <p>1. 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報とは本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。</li> <li>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施しているほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.データセンター入口のセキュリティゲート</li> <li>2.サーバー室入口の電子錠</li> <li>3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠</li> </ol> </li> <li>・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。</li> <li>・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。</li> <li>・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。</li> <li>・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。</li> </ul> <p>2. 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。</li> <li>・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバ、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。</li> <li>・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。</li> <li>・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。</li> <li>・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームを中間サーバー用データセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ol>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



## 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・認定請求、現況届、その他諸届等の紙媒体は、広島市文書取扱規定に基づき、溶解処理を行っている。
- ・USBメモリ等の電子記録媒体について、情報セキュリティ実施手順により、責任者、保管方法、利用や情報消去の手続き等の取扱いを定めている。
- ・USBメモリ等の電子記録媒体について、未使用時は鍵付保管庫で保管している。
- ・USBメモリ等の電子記録媒体について、廃棄する場合、破碎処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。

### <電子申請システムにおける措置>

#### 【物理的対策】

- ・電子申請システムの機器はデータセンターに設置し、人及びICカードによる入館管理を行っており、また、機器の設置場所へはICカード、テンキーおよび生体認証による入退室管理の実施、カメラによる監視、搭載ラックの施錠管理を実施している。
- ・設置場所は火災検知システム、ガス系消火システムを設置し防火措置を行っている。
- ・サーバはラックに搭載し、転倒、落下防止等の耐震対策を行っている。
- ・設置場所で利用する電源は電源経路の二重化、自家発電設備を設置し、電源障害に対する措置を講じている。

#### 【技術的対策】

##### (ウイルス対策)

- ・サーバ及び端末にウイルス対策ソフトウェアを、添付ファイルを取り込むインターネットに公開したサーバにはゲート型ウイルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。
- ・ウイルス対策ソフトウェアについては、定期的にソフトウェア及びパターンファイルの更新を行っている。

##### (不正アクセス対策)

- ・ファイアウォールを設置するとともにIDS/IPSを導入し、アクセス制限、不正侵入の検知/防御を行っている。
- ・改ざん防止ソフトウェアを導入して毎日改ざんチェックを行い、不正アクセスの検知を行っている。
- ・電子申請システムに導入しているOS及びソフトウェアについては日々脆弱性情報を確認し、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。
- ・セキュリティ診断(アプリケーション診断、ネットワーク診断)を定期的(年2回)に実施している。
- ・個人番号は、電子申請システムのデータベースとは別の機器に格納し、暗号化している。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;共通基盤における措置&gt; 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、非常勤嘱託職員、臨時職員も対象として実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ研修   新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修</li> <li>・公務員倫理研修   全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。 広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1118363629312/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1118363629312/index.html</a>
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市こども未来局こども・家庭支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2161(直通)
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年11月6日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項、 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第44条	・番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第44条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関 する条例の制定によるもの で、重要な変更にとつたら ないため、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
平成28年12月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者 及び児童 ※既に受給資格が消滅しているもの を含む。	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者 及び市外別居児童 ※既に受給資格が消滅し ているものを含む。	事後	リスクを明らかに軽減させる 変更であるため重要な変更 に当たらないため、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
平成28年12月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている 2件	[○]移転を行っている 3件	事後	件数の修正によるもので、そ の他の項目の変更であり、事 前の提出、公表は義務付けら れていない。
平成28年12月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先1～3、移転先1～3 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者 及び児童 ※既に受給資格が消滅しているもの を含む。	児童手当又は特例給付の受給者 ※既に受給 資格が消滅しているものを含む。	事後	提供する情報の範囲を修正 するもので、その他の項目の 変更であり、事前の提出、公 表は義務付けられていない。
平成29年11月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	(略) 1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及び その額についての認定の請求の受理、その請 求に係る事実についての審査又はその請求に 対する応答に関する事務 2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請 求の受理、その請求に係る事実についての審 査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求 の受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答に関する事務 4. 現況の届出の受理、その届出に係る事実 についての審査又はその届出に対する応答に 関する事務 5. 資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係 る事実についての審査又はその届出に対する 応答に関する事務	(変更前に同じ。) 1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及び その額についての認定の請求の受理、その請 求に係る事実についての審査又はその請求に 対する応答に関する事務 2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請 求の受理、その請求に係る事実についての審 査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求 の受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答に関する事務 4. 学校給食費等の費用の支払の申出の受 理、その申出に係る事実についての審査又は その申出に対する応答に関する事務 5. 現況の届出の受理、その届出に係る事実 についての審査又はその届出に対する応答に 関する事務 6. 資料の提供等の求めに関する事務 7. 父母指定者の届出の受理、その届出に係 る事実についての審査又はその届出に対する 応答に関する事務	事後	重要な変更にとつたら ないため。
平成29年11月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム5 ①システムの名称	記載なし	電子申請システム	事前	重要な変更にとつたら ない付随して行う変 更
平成29年11月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム5 ②システムの機能	記載なし	1. 申請者向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラ インで申請できる機能 2. 地方公共団体担当者向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取 得画面又は機能を地方公共団体に公開する機 能	事前	重要な変更にとつたら ない付随して行う変 更
平成29年11月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個 人情報に「児童手当法による児童手当若しくは 特例給付の支給に関する情報」が含まれる項 (26、30、87) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※ 番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令 は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に 「児童手当法による児童手当又は特例給付の 支給に関する事務」であつて主務省令で定める もの」が含まれる項(74、75) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第40条 ※番号利用 法別表第二の75の項に係る主務省令は未制 定。	番号利用法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個 人情報に「児童手当法による児童手当若しくは 特例給付の支給に関する情報」が含まれる項 (26、30、87) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※ 番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令 は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に 「児童手当法による児童手当又は特例給付の 支給に関する事務」であつて主務省令で定める もの」が含まれる項(74、75) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	重要な変更にとつたら ないため。
平成29年11月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	記載なし	[○]その他(電子申請システム)	事前	重要な変更にとつたら ない付随して行う変 更

平成29年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	(略)	(変更前に同じ。) <電子申請システムにおける措置> ①電子申請システムのサーバ、データベースはデータセンターのサーバ室に設置しており、データセンターへの入館は人及びICカードにより、サーバ室への入室はICカードに加えてテンキー及び生体認証により厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された電子申請システムの他のデータベースとは別の機器に暗号化して保存し、バックアップは同機器内のバックアップ用データベース域に保存する。	事前	重要な変更当たるため。
平成29年11月6日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容	(略)	(変更前に同じ。) <電子申請システムにおける措置> ・申請者 → 電子申請システム 申請者は、初めて電子申請システムを利用する際に利用者登録と署名用電子証明書(個人番号カードによる公的個人認証)の登録が必要である。そのため、登録者以外からは電子申請は受け付けない。また、申請者が申請情報を参照する際には、個人番号の末尾4桁しか表示されない。 ・地方公共団体 → 電子申請システム 地方公共団体がデータ受領する際は、アクセス制御されたシステムでデータ受領しているため、対象者以外の情報は入手できない。	事前	重要な変更当たるため。
平成29年11月6日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	(略)	(変更前に同じ。) <電子申請システムにおける措置> ・電子申請システムでは、個人番号を使用することがないため、紐付けは一切していない。	事前	重要な変更当たるため。
平成29年11月6日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(略)	(変更前に同じ。) <電子申請システムにおける措置> ・ユーザ認証の管理 運用担当者等が電子申請システムの電子申請情報ファイルへアクセスする際は、ID、パスワードによる認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 担当部署からのアクセス権限の発行申請に基づき管理者が審査の上、必要と判断した場合、ID、パスワードによりアクセス権限を付与している。また、人事異動等で変更が発生した場合は、直ちに失効させている。 ・アクセス権限の管理 アクセス権限表を定期的に確認することにより管理者によるアクセス権限設定の妥当性をチェックしている。 ・特定個人情報の使用の記録 電子申請システムは、特定個人情報を利用しないが、電子申請システムへのアクセスの記録(ログイン・ログアウトの操作ログ・DBのアクセスログ)を取得して、管理者が確認している。	事前	重要な変更当たるため。
平成29年11月6日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市職員が、職場に設置されたオンラインシステム端末機を使用して職務上知り得た者の住所を知人に教えた。	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先(TO)」を使用した。	事後	重要な変更当たらないため。
平成29年11月6日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・住民等の個人情報を取り扱うシステムにおいては、ICカード・パスワードによるユーザ認証、権限管理により、業務に必要な情報を参照できないようにしている。 ・また、端末の操作記録(ログ)を取得し、不正行為があった場合にも、操作記録から日時、職員名、参照した情報を特定することができるようにしている。 ・上記のような技術的対策を講じた上で、全職員を対象とした情報セキュリティ研修・公務員倫理研修等によって法令順守(コンプライアンス)意識の高揚等に取り組んでいる。 ・また、情報セキュリティに関し、職員が順守すべき事項を定めるとともに、CIO(最高情報責任者)を中心とした情報資産を管理するための全庁的な体制を確立し、再発防止に取り組んでいる。	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	事後	重要な変更当たらないため。

平成29年11月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(略)	(変更前に同じ。) <電子申請システムにおける措置> 【物理的対策】 ・電子申請システムの機器はデータセンターに設置し、人及びICカードによる入館管理を行っており、また、機器の設置場所へはICカード、テンキーおよび生体認証による入退室管理の実施、カメラによる監視、搭載ラックの施設管理を実施している。 ・設置場所は火災検知システム、ガス系消火システムを設置し防火措置を行っている。 ・サーバはラックに搭載し、転倒、落下防止等の耐震対策を行っている。 ・設置場所で利用する電源は電源経路の二重化、自家発電設備を設置し、電源障害に対する措置を講じている。	事前	重要な変更にあたるため。
平成29年11月6日	同上	同上	【技術的対策】 (ウイルス対策) ・サーバ及び端末にウイルス対策ソフトウェアを、添付ファイルを取り込むインターネットに公開したサーバにはゲート型ウイルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについては、定期的にソフトウェア及びパターンファイルの更新を行っている。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォールを設置するとともにIDS/IP Sを導入し、アクセス制限、不正侵入の検知/防御を行っている。 ・改ざん防止ソフトウェアを導入して毎日改ざんチェックを行い、不正アクセスの検出を行っている。 ・電子申請システムに導入しているOS及びソフトウェアについては日々脆弱性情報を確認し、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・セキュリティ診断(アプリケーション診断、ネットワーク診断)を定期的(年2回)に実施している。 ・個人番号は、電子申請システムのデータベースとは別の機器に格納し、暗号化している。	事前	同上
平成30年11月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	事後	重要な変更にあたらなため。
平成30年11月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	同上	同上	事後	同上
平成30年11月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先(TO)」を使用した。	削除	事後	同上
平成30年11月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	削除	事後	同上
令和3年12月6日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらなため。
令和3年12月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	事後	同上
令和4年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び出張所(似島出張所を除く。)	事後	同上
令和4年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	企画総務局総務課、各区市民部市民課及び出張所	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所	事後	同上